

箕面市地域公共交通活性化協議会  
オレンジゆずるバスのデザイン選考実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 オレンジゆずるバスの車両更新にあたり、車両のデザインについて、親しみやすさなど最も適したものを選ぶ方法として、選考の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選定方式）

第2条 オレンジゆずるバスのデザインについては、広く公募し、もっとも適した作品をオレンジゆずるバスのデザイン選考会（以下「選考会」という。）で選考するものとする。

（選考会）

第3条 選考会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

（選考会長）

第4条 選考会に選考会長を置く。

2 選考会長は、協議会会長をもって充てる。

3 選考会長は、会務を総理する。

4 選考会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ選考会長が指名する委員がその職務を代理する。

（選考基準）

第5条 選考基準は、別表2のとおりとする。

（選考結果の通知）

第6条 選考会長は、採用作品を決定したときは、採用者に連絡するとともに、広報紙等で広く周知する。

（庶務）

第7条 選考会に関する庶務は、箕面市地域創造部交通政策室が行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、デザインの選考に関し必要な事項は、選考会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

|                             |                |
|-----------------------------|----------------|
| 箕面市副市長                      | 協議会会長 (行政)     |
| 箕面市地域創造部地域創造推進監             | 協議会副会長 (行政)    |
| 大阪大学大学院工学研究科 教授             | 協議会副会長 (学識経験者) |
| 富山大学都市デザイン学部都市・交通デザイン学科 准教授 | 分科会長 (学識経験者)   |
| 箕面商工会議所の代表                  | 監事 (商工関係者)     |
| 公共交通に見識のある行政経験者             | 監事             |
| みのおの交通を考える会の代表              | N P O          |
| 阪急バス株式会社の代表                 | 交通事業者          |
| 箕面市美術協会の代表                  | 専門家            |
| 中学校の生徒の代表                   | 美術部員           |
| 高校の生徒の代表                    | 美術に関心がある生徒     |
| 大学の学生の代表                    | 美術に関心がある学生     |

※高校の生徒、大学の学生の代表は、市内の高校・大学に確認の上、意向のある高校・大学から各校 1 名を選出する。

別表 2 (第 5 条関係)

|   |
|---|
| <p><b>【選考規準】</b></p> <p>オレンジゆずるバスが、箕面のまちを走ったとき、誰もがすぐに分かり、将来への夢や希望を表現し、全ての世代が使いたくなるバスのデザインを選考する。</p> |
|---|

【選考方法】

(事前選考)

- ①応募が多数あったことから、作品を記録したCD-ROMを配布する。
- ②小学生の部についてのみ、各委員は、事前に1次選考に残す必要があると考えられる7作品を選考する。

(1次選考)

- ①専門家から選考にあたっての、視点や留意点を説明してもらおう。
- ②各委員は、小学生の部、中学生・一般の部それぞれの作品から、5作品を選定し、上位から1位5点、2位4点、3位3点、4位2点、5位1点で採点する。
- ③各委員の合計点をもとに、小学生の部上位7作品、中学生・一般の部3作品、合計10作品を1次選考作品とする。

(2次選考)

- ①1次選考の10作品について、専門家から意見をもらう。
- ②各委員は、5作品を選定し、上位から1位5点、2位4点、3位3点、4位2点、5位1点で採点する。
- ③各委員の採点合計をもとに、最高点の作品を採用作品とする。なお、最高点が2作品以上ある場合や僅差の場合は、車両全てを同一デザインにするかも含めて選考会で検討する。